

巻頭論文

# 配偶者控除見直しの 新たな論点と所得税改革

明治学院大学法学部教授  
渡辺 充

## はじめに

政府税制調査会は、平成29年度税制改正に向けて配偶者控除の見直しを柱とする所得税改革の議論を始めた。特に配偶者控除制度は、従来から女性が働く時間を抑制する理由の一つとされ、労働力不足に悩む経済界などからも見直しが求められてきたところで、すでに税制調査会でも、平成26年11月7日に、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」を公表し、配偶者控除の見直し案として5つの選択肢を提案し、国民的な議論に供するものとしていた。

安倍首相は、平成28年9月9日開催の政府税制調査会総会で、「女性が就労調整を意識することなく働けるなど、多様な働き方に中立的な仕組みを作っていく必要がある」と発言し、配偶者控除の廃止を含め、その見直しは、来年度税制改正の重要な論点となった。

そこで、本稿では、特に見直し案として示された5つの選択肢の検討と、筆者の管見を述べるものとする。

## I 配偶者控除・配偶者特別控除小史

わが国に所得税が創設されたのは明治20年であるが、その際、配偶者（本稿では特にことわりがない場合は、配偶者を「妻」と想定する。）にかかる控除は何も認められていなかった。大正10年には扶養控除の制度が創設されたが、18歳以上60歳未満の配偶者はこの扶養控除の対象外であった。配偶者に対して所得税法上はじめて控除が認められたのは、昭和15年度の税制改正においてである。

しかし、これは世帯構成を考慮した所得者間の負担の衡平の観点及び人口政策上の観点から、あくまで配偶者は第1人目の扶養親族とされ、扶養控除の対象として同居の妻が追加されたにすぎないものであった。これが「配偶者控除」として独立するのは、昭和36年度の税制改正である。この改正趣旨は、夫婦の所得は一体とみるのが自然で、なおかつ配偶者を単に生計費の見地から扶養控除の対象とみるのではなく、家事や子女の養育等、「家庭」の中心に配偶者をすえ、夫を援助するといった“内助の功”的発想が強かった。

その後、控除額が当初の9万円から漸次増加され、昭和40年の所得税法全文改正を経て、次の大きなターニングポイントは、昭和61年10月の「税制の抜本の見直しについての答申」である。配偶者控除の問題は、課税最低限の問題もあるところから、基礎控除、扶養控除と常に同列で議論され、また、いわゆる二分二乗方式の検討など、夫婦の所得に対する課税のあり方として課税単位の問題としても議論されてきた。そこで、この年の抜本の見直し答申では、様々検討の上、①事業所得者における青色事業専従者給与の支払いによる配偶者への所得の分与、②片稼ぎ給与所得者世帯における他方の配偶者の稼得への支え、③世帯としての税負担の軽減といった観点から、「配偶者特別控除」の創設が提言され、昭和62年の税制改正により、所得税法83条の2に配偶者特別控除（上乘せ方式）が制定された。なお、現行の配偶者控除の38万円という控除額は、平成6年12月の税制改正において引き上げられ、平成7年分の所得税から適用されている。

一方、昭和62年の税制改正により創設された配偶者特別控除については、平成14年6月の「あるべき税制の構築に向けた基本方針」により、大きな変更を示され、同年11月の「平成15年度における税制改革についての答申」により、いわゆる上乘せ部分について廃止されることとなった。すなわち、同答申は「（創設）当時は、専業主婦世帯が最も典型的な家族類型であったが、その後の経済社会情勢の変化により、現在では、共働き世帯が専業主婦世帯数を上回るようになってきた。女性の就業状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになってきている。こうした社会経済の構造変化も顧み



## 執筆者プロフィール

- 明治学院大学 法学部 教授  
(2008年4月～2016年3月 法学部長、2016年4月～副学長)
- 1957年小樽市生まれ  
中央大学、成蹊大学大学院（博士後期課程修了）、税理士登録後、日本税務研究センター、小樽女子短大、東北文化学園大学を経て、現職
- 専門：租税法
- 著書：『検証！国税庁情報の重要判決50』『検証！藤山税務訴訟判決』（ぎょうせい）、『判例に学ぶ租税法』（税務経理協会）、『新版租税法』（青林書院）、『会社合併実務必携』（東林出版）など多数。

れば、配偶者控除に上乘せして、言わば『二つ目』の特別控除を設けている現行制度は…過度な配慮を行う結果となっている。」と述べている。

ただし、いわゆる「103万円の壁」については、「税引き後の取り手の逆転現象に対する所要の配慮措置を講じる必要がある。」として、配偶者の合計所得金額が38万円から76万円まで（パートの主婦の場合、年収103万円から141万円まで）の場合、その収入金額の増加に応じて逡減的となるいわゆる消失控除の仕組みが導入された。

以上のように、現行制度の仕組みは、平成16年分以降、改正は行われていないが、その後、平成19年11月の「抜本的な税制改革に向

けた基本的考え方」において、配偶者控除・配偶者特別控除については、以下のような観点から見直しを図るべきであると指摘されている。

イ. 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある。

ロ. 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している。

ハ. 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある。

ニ. 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか。他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきである。

なお、配偶者控除に関する判決例は少なく、その内容は、最高裁平成9年9月9日三小判決（税資228号501頁）に代表されるように、「配偶者」の意義をめぐるもので、最高裁は、配偶者とは、納税者と法律上の婚姻関係にある者に限られ、社会通念上夫婦として共同生活を現実に営んでいるいわゆる事実婚まで認めるものではないとしている。配偶者控除の今日的意義を探る上では、たとえば事実婚や同性婚を後述する選択肢の対象に含めるかどうかも議論する必要がある。

## II 配偶者控除見直しの新たな背景

配偶者控除の見直し、特に廃止論については、伝統的家族観を守るべく慎重であるべきだとする声や、専業主婦家庭では税負担が当然増えることになるから、感情論的な反対論が根深くある。また、上記の小史でみてきた

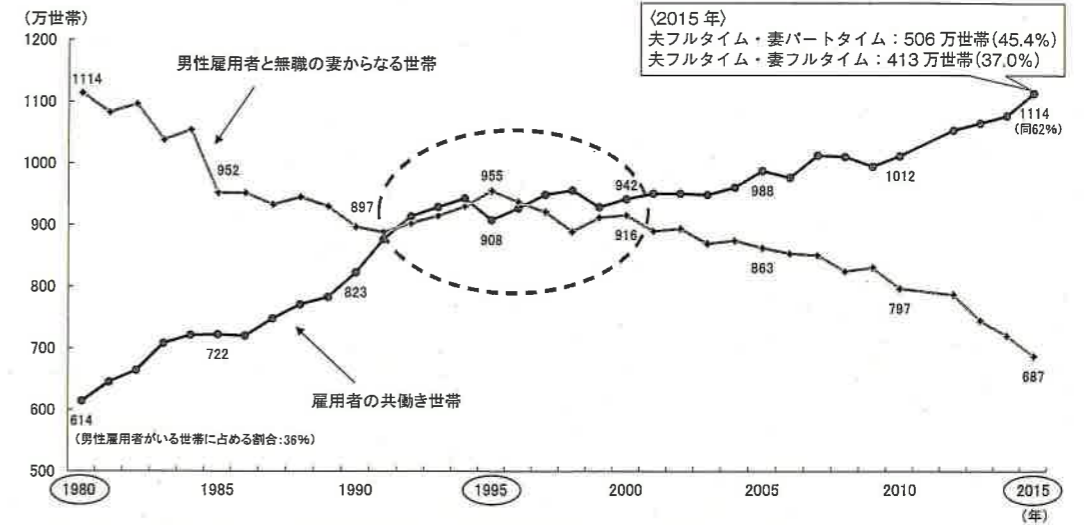
とおり、当初、「内助の功」的発想が強かったことから、女性を家庭に縛り付け、女性の社会進出を阻むものであるといったジェンダー論的批判も多い。

しかし、今日の議論は、そのようなミクロ的観点からではなく、わが国の経済社会の構造変化から、いわばマクロ的に必然的にもたらされるものである。

すなわち、経済・産業のグローバル化等を背景として、わが国の伝統的な年功賃金・終身雇用の正社員を核とする日本型雇用システムは維持できなくなり、若い世代においては非正規雇用が拡大し、ライフサイクルの中で賃金水準の上昇を享受できない人々が増加している。また、従来、会社が提供してきたセーフティネット機能も低下し、さらには家族を形成する経済的余裕のない若い世代が増加し、家族がいても十分な経済力がなく、お互いの生活を支えることができない場合が増えるなど、家族自体のセーフティネット機能も低下している。若年層・低所得層が意欲を持って働き、安心して結婚し子どもを産み育てることができるようにしなければならないことが、これからのわが国の喫緊の課題である。こうした状況を背景に、先に示した政府税制調査会平成26年11月7日の「第一次レポート」は、「結婚して夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性を踏まえつつ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する必要性を訴えたのである。

生活を支えるために夫婦共に働く世帯の増加は、次の図表-1に示すとおり、如実に明らかである。共働き世帯は年々増加し、1990年代に専業主婦世帯数と拮抗し、平成9（1997）年に逆転していることがわかる。

《図表-1：共働き等世帯数の推移》



(出所) 総務省「労働力調査特別調査」, 「労働力調査(詳細集計)」

(注1) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。

(注2) 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

(注3) 就業者から農林業及び自営業者・家族従業者は除いた。

(注4) 2011年は東日本大震災の影響により集計していない期間があるため、年次結果は公表されていない。

配偶者控除の見直しを検討する際は、このような実情を加味しなければならない。さらには、配偶者控除の適用を受けない「ひとり親世帯」や「単身の低所得者」に対する控除のあり方もバランスをとって考慮されなければならない。

もう一つ、「働き方の選択に対して中立的な税制」の問題がある。次頁の図表-2は、厚生労働省「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」から、パート労働者が就業調整を行う理由を示したもの(一部抜粋)であるが、その第1位の理由は、「自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を支払わなければならないから」(女性63.0%、

男性19.9%)というものである。

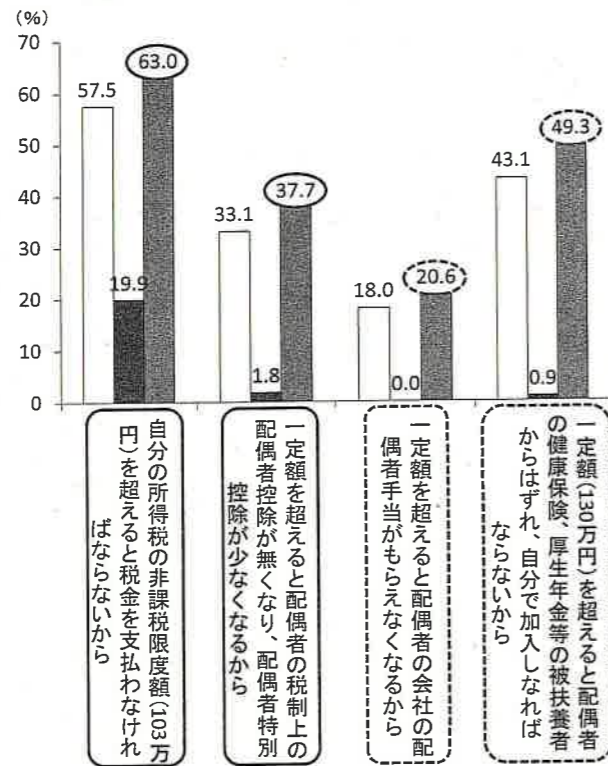
これはいわゆる「103万円の壁」, 「130万円の壁」と呼ばれるものであるが、配偶者特別控除の創設により、「パート問題」と呼ばれた手取りの逆転現象は解消されており、所得税法上は「103万円の壁」はなくなっている。

しかし、実際には、図表-2からも明らかとなっており、会社から配偶者手当の支給がなくなるなどの現実的な問題から、この103万円の壁は、「心理的な壁」\*1となり、今なお残っている。

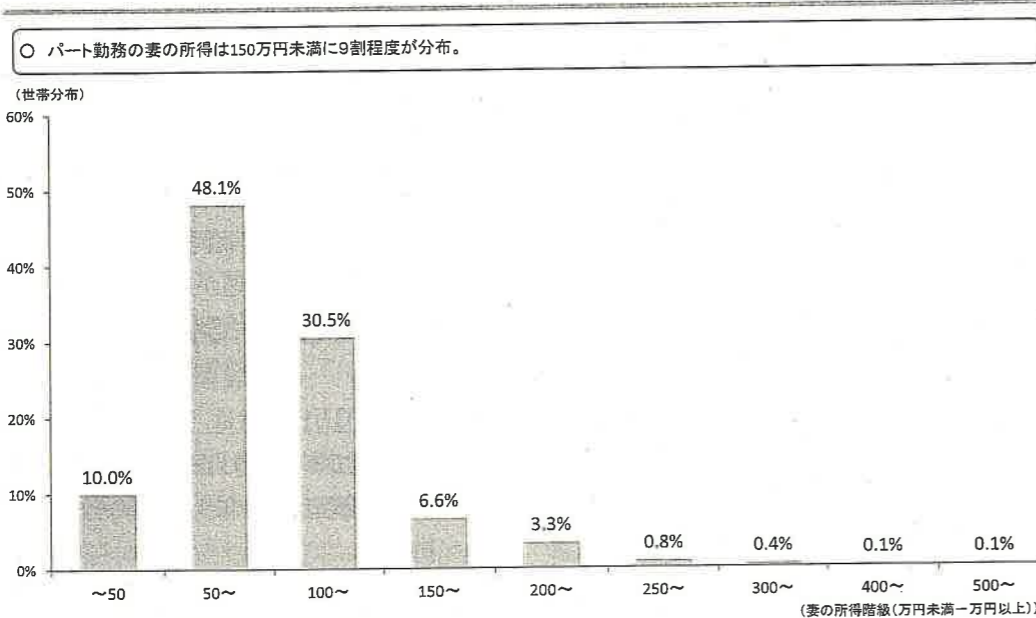
筆者は、103万円の壁は、あくまで納税者の選択の問題であると考えるが、程度の差はあるものの配偶者控除制度は女性の労働参加

\*1 是枝俊悟「配偶者控除の改正で女性の働き方は変わるかー『103万円の壁』を取り除くために必要なこととはー」(大和総研, 税制A to Z, 平成26年) 7頁

《図表-2：パートタイム労働者総合実態調査》



《図表-3：共働き世帯における妻（パート勤務）の収入分布》



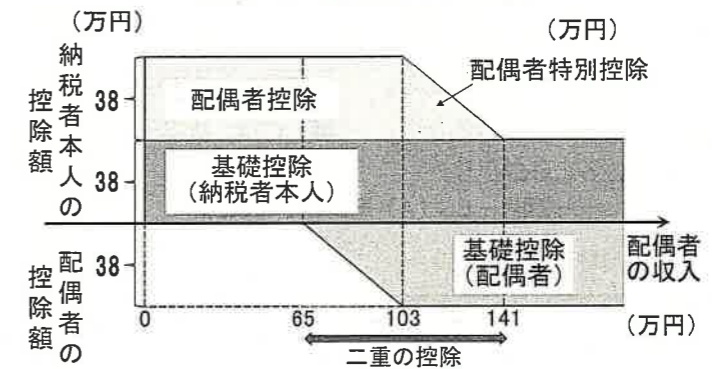
を抑制する効果を持つとする研究成果が多数公表されており\*2, 中立性といった観点から、阻害要因となっている指摘は否定できない。図表-3(6頁)は、共働き世帯における妻(パート勤務)の収入分布であるが、年間の収入金額を150万円未満に押さえている世帯は88.6%と、その数字の高さは阻害要因の一つの証左である。

### Ⅲ・見直し案・5つの選択肢

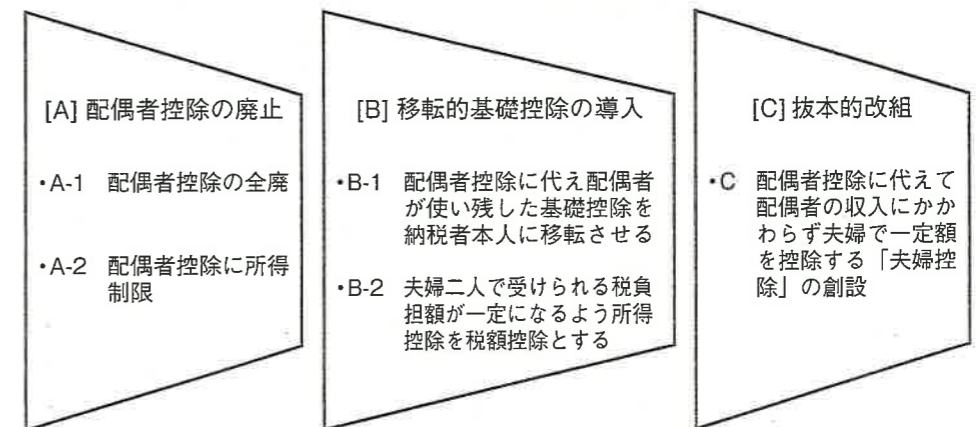
#### 1 現行制度の問題点

配偶者控除の現行制度のイメージは、下の図表-4のとおりであるが、現行制度の批判点はすでに述べてきたとおり、共働き世帯が増加する中で、片働きを一時的に優遇し、専業主婦であるならば配偶者控除の適用を受けられ、また、パート世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けられるとともに、夫も配偶者控除の適用を受けられ、図表-4の「二重の控除」が行われているという点であ

《図表-4：現行制度のイメージ》



《図表-5：5つの選択肢》



\*2 ①大石亜希子「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」(『季刊社会保障研究』39(3), 2003. Win) 286~300頁, ②萩原里紗「女性の労働供給増加に向けて一配偶者控除・特別控除制度の廃止と低所得者向け税額控除制度の導入」(『季刊政策分析』3(3・4), 平成16年10月) 43~56頁, ③高橋新吾「配偶者控除及び社会保障制度が日本の既婚女性に及ぼす労働抑制効果の測定」(『日本労働研究雑誌』52(12), 2010. 12) 28~43頁

る。筆者は、現行制度はきわめてよく工夫された仕組みであると考えが、時代の要請は、女性の就労を後押しする制度への転換ということから改正是避けられないところである。

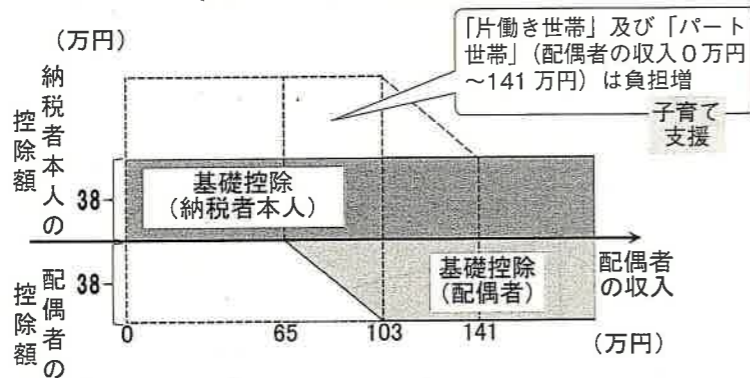
## 2 5つの選択肢

- 1 政府税制調査会平成26年11月7日の「第一次レポート」は、図表-5のとおり、3つのグループで5つの選択肢を示した。簡単にそれぞれの考え方を示すと、次のとおりである。
- 2 Aは、配偶者控除の廃止を前提とする考え方である(図表-6)。A-1は、二重の控除という問題を重視すると、中立性の観点からこれを全廃すべきとするものである。A-2は、A-1の議論は極端なものとなり、

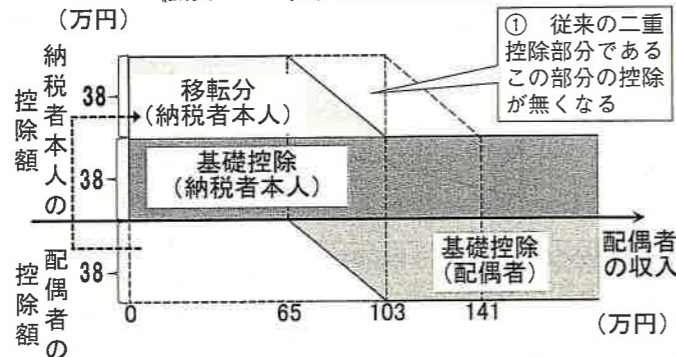
中低所得の世帯の負担増を考えると、全廃すべきは高所得の世帯に限るべきであるとする提案である。

- 3 Bは、「移転的基礎控除」の導入である(図表-7)。移転的基礎控除とは、配偶者の収入に関わらず夫婦二人で受けられる控除の合計額を同じにするもので、配偶者控除の代わりに配偶者の所得のうち控除しきれなかった基礎控除を本人(夫)に移転するものである。B-1では、現行の控除から図表-7の①の部分が無くなるので、二重の控除が無くなる仕組みとなっている。B-2は、さらに夫婦二人で受けられる税負担額が一定になるよう、所得控除を税額控除とする方法である。
- 4 Cは、抜本的改組であり、「夫婦控除」

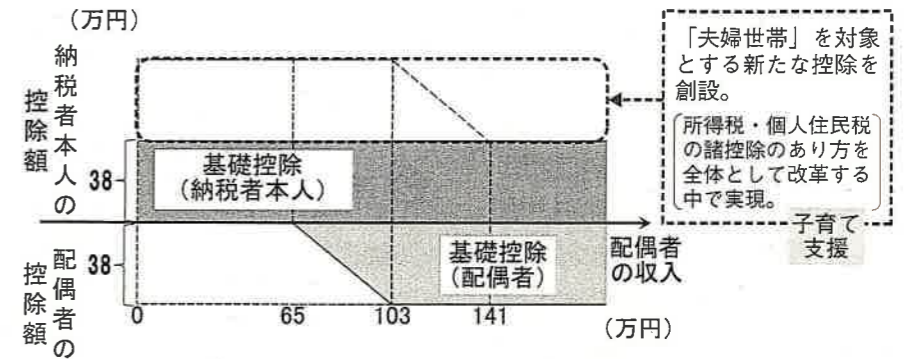
《図表-6：[A] 配偶者控除廃止案》



《図表-7：[B] 移転的基礎控除導入案》



《図表-8：[C] 夫婦控除創設案》



の創設である(図表-8)。この夫婦控除とは、配偶者控除に代えて配偶者の収入にかかわらず夫婦で一定額を控除する仕組みである。

## IV・選択肢の検討

### 1 選択肢Aについて

上記5つの選択肢については、いずれも一長一短がある。そのこと自体は「第一次レポート」にも記載されている。そこで、筆者の私見に基づき、それぞれの選択肢について検討をおこなう。はじめに、選択肢Aの配偶者控除の廃止についてである。

筆者は配偶者控除の廃止については、反対である。とかく配偶者控除は専業主婦に対して不当に手厚い制度といわれることが多いが、これは一般市民の誤解である。たとえば、働きたくても介護や育児のためにやむを得ず専業主婦となっている人も多く、また、配偶者自身が老人控除対象配偶者である場合、そもそも就労を議論するものではない。介護・育児休暇中の生活保障や、経済的に余裕のない専業主婦世帯に対する支援も忘れてはならない。さらに、憲法上は、専業主婦についても

基本的人権は保障されなければならない。すなわち、憲法25条は、次のとおり規定している。

「第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

この憲法25条は、2つの条項により二重に国民に対する国家責任を明示しており、所得のない者には給付を、所得のある者には最低生活費を控除することを規定している。所得税法上、この点が保障されるべく「基礎控除」の制度があり、納税者であればだれでもまずこの基礎控除を受けられることになる。そこで、基礎控除と配偶者控除との関係であるが、この点につき、三木義一教授は、次のとおり指摘し、その見解は明確であり、筆者はこれを支持する。「家事労働が所得を生み出さないということ自体が実は問題であるが、専業主婦には家事労働からの所得はないとされ、そして現行の夫婦別産制により夫の給与等に対する持ち分もない。つまり、専業主婦は無所得者であり、基礎控除という制度を利用できない。しかも、国家は専業主婦に社会給付をするわけではない。そうすると、この人た

ちの最低生活費はどこが負担しているのだろうか。いうまでもなく、夫のものとされている、夫名義の所得からである。そこで、夫の所得から所得のない配偶者の最低生活費分を控除するのが配偶者控除なのである。つまり、OLが自分の最低生活費を基礎控除として引いているのと同様に、専業主婦も自分の最低生活費を夫の所得から引いているだけのことである。これが配偶者控除制度の本来の性格である。優遇でも何でもなく、所得のない者にも基礎控除分の最低生活費を課税上除く工夫がされているだけの話である。この点を見誤ると、感情論からの増税容認論になる。\*3

働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはかることは重要であるが、配偶者控除を廃止すると、専業主婦は自らの基礎控除を受ける機会を永久に失うことになる。一方で、この見解には、たとえば遠藤論文は、『妻の人間としての生活費用を夫に帰属する所得から控除する制度』とすれば、妻の家事労働による帰属所得も課税対象にし、ここから妻の生活費あるいは基礎控除に相当する控除をする\*4ことも考えられるとし、租税理論の観点から、専業主婦の世帯では帰属所得の発生により夫の担税力の減殺要素は無しとし、むしろ共働き世帯に対し家事サービス等の経費控除を認めることで不公平の解消を図るべきであると主張する。

制度の改廃についてはどの論点を重視するかでその方向性も結論も異なるが、筆者は、安易に基本的人権を顧みないような改正は、憲法違反となる点を軽視すべきではないと考える。この観点から配偶者控除の廃止論自体

には反対するものである。では、配偶者の基本的人権に配慮しながら、さらに一歩進んだ制度の採用を考えなければならず、そこで登場するのが選択肢BとCである。

## 2 選択肢Bについて

選択肢Bは、「移転的基礎控除」である。これはもともと1986年にイギリスのグリーンペーパー（1986年「個人課税の改革（The Reform of Personal Taxation）」）の中で提案されたものであるが、この考え方は、従来から有力視されてきたものである。特にB-2は現行の個人所得課税の枠内で、所得再分配機能も高める効果があるところから、支持する学者も多い。Bの特徴は、先にも述べたとおり、憲法上配偶者のもつ生存権の一部を税制上保障するものである。すなわち、夫婦共稼ぎの世帯で所得税を課税される世帯なら、夫婦それぞれが個人の基礎控除の適用を受けられるので、片稼ぎ世帯でも夫婦2人分の控除を与えることにより控除についての公平性を確保するのである。この限りにおいて上記三木教授の指摘を支えるものであると考える。

B-2は、基礎控除を所得控除としたままでは、配偶者の税率が納税者本人（夫）の税率よりも低いときは、配偶者の収入が少ないほど夫婦で受けられる税負担軽減額が大きくなるので、働き方への中立性の問題が残ることから、これを「税額控除」とする方式である。税額控除とは、周知のとおり、課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から、一定の金額を控除するもので、現行制度では、配当控除、外国税額控除、政党等寄附金特別

控除など、様々な場面で使われている。所得控除との差異は、年収や税率に関係なく同じ額の減税を受けられることになり、累進税率をとる場合に課税ベースの浸食が限定されるため、高所得者層により恩恵が得る所得控除よりは中立的である。このような中立性は、若い所得者層を中心に税負担の軽減を図り、格差是正を目的とする今回の改正趣旨に適ったものである。

ただし、最大の欠点は、従来の二重の控除の恩恵をうけてきた世帯では増税となり、政治的に多くの納税者の理解を得ることができるといえる。また、扶養控除については所得控除のままこの仕組みを導入することは、所得税全体の制度設計としてなじまないという批判もある。なお、戦後間もない時期に新設された障害者控除・高齢者控除・寡婦控除・勤労学生控除については、これらが特殊な人的控除であり、税額控除とされた時期がある。それはこれらの特殊な人的控除の補助金的性格を勘案してのことであった。しかし、昭和42年の改正で、制度の簡素化等の観点から、いずれも所得控除に変更されている。

## 3 選択肢Cについて

最後に、Cは抜本的な改組として、新たに「夫婦控除」を設けるものである。そのプロセス・アンド・コンズは、まず、配偶者の収入にかかわらず一定額を控除する点では、働き方の選択に対する中立性は保たれるという利点がある。Cでは具体的な仕組みは明らかとされていないが、夫婦の合計の収入額にたとえば800万円から1,000万円などの上限を設け、この一定額よりも低い世帯が控除対象となるものと想定される。このような新制度の

導入となると、家族の形に関係なく、年収の低い共働き世帯に対する優遇も兼ねる策となり、また、夫婦に限らず、これに扶養控除を含めて「家族控除」とすることで今後の所得税制度に全体的な膨らみをもって制度設計に取り組める。しかし、全ての夫婦世帯を対象とすることからかなりの税収減となり、また、「夫婦」に着目しすぎると、単身者に不利となり、さらには「夫婦」の定義によっては事実婚が排除されるなど、税法が婚姻に対して中立的でなくなるといったマイナス要因も多々含まれる。この選択肢Cは、未知数が多いところである。

## ●むすびに

本稿は、配偶者控除につき私見として新たな提案をし、それを問うものではなく、いわゆる5つの選択肢を整理したに過ぎない。筆者は基本的にB-2の選択肢を支持するが、税額控除は納付すべき税額があるときにはじめて有効な手段である。するとB-2の先には、「給付付き税額控除」の導入までも視野に入れる必要があるのではないかと考える。

この「給付付き税額控除」とは、所得税の納税者に対して税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては給付を行うというものである。これは文字通り、社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みであり、その考え方の根底には、フリードマンの「負の所得税」がある。したがって、今回の配偶者控除の改正問題からは、単に小手先の改正では解決できない問題がさらに見えはじめ、税額控除を基礎控除、配偶者控除に用いるのなら、制度全体のおもいきった改正まで踏み込むべきであろう。なお、いわゆる

\*3 三木義一『日本の税金』（岩波新書、平成15年）35頁

\*4 遠藤みち「配偶者控除を考える（2・完）—高齢社会に向けて所得控除のあり方とともに—」（税経通信、平成9年7月）52頁

n分n乗方式の課税単位の問題は、配偶者控除の一つの解決策であるといわれるが、このような世帯合算分割課税制度は、婚姻や配偶者の就労に対して中立的ではなくなり、高所得者層を有利にするものであるから、世帯単位課税に移行するのは、今回の改正趣旨からすると意義は見いだせないところである。

さらにいえば、給付付き税額控除の一類型であるものに「勤労税額控除」がある。勤労税額控除とは、「一定以上の勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除(減税)を与え、所得が低く控除しきれない場合には還付(社会保障給付)する。税額控除額は、所得の増加とともに増加するが、一定の所得で頭打ちになり、それを超えると逓減し、最終的には消失する」\*5といったものである。この制度を採用する国は増加しており、現在、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、韓国、オランダ、ニュージーランド、スウェーデン、イギリス、アメリカなどの国で採用されている。なお、勤労税額控除の対象となる単位は個人であるが、世帯単位で税額控除を与えている国には、カナダ、ニュージーランド、韓国、イギリス、アメリ

カがあり、これらの国ではいずれも給付付きとなっている。さらに、ニュージーランド、韓国は、児童の扶養を要件としているので、制度設計により一層の工夫がなされている。つまり、配偶者控除の改組のみならず、低所得者層の勤労意欲を高めるには、共進化が必要であり、他の方法によって新たな制度設計も必要なのである。

以上の他、今回は紙面の関係で触れることができなかった社会保険料の「106万円の壁」(平成28年10月より、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大が行われ、①週20時間以上労働、②年収106万円以上、③勤務期間1年以上、④501人以上の従業員のいる企業では、厚生年金に加入することとなった。新たな壁の存在である)、「130万円の壁」の問題がある。多様な働き方に中立的な仕組みを作っていくことは、一人税制だけでできる問題ではない。“巧遅は拙速に如かず”という言葉があるが、拙速な対応で禍根を残すようにならないことを政府税制調査会、自民党税制調査会に期待する。

[わたなべ・みつる]

\* 5 森信茂樹編著『給付付き税額控除』(中央経済社、平成20年)18頁

特集

## Q&A から読み解く 医療・介護・福祉の消費税実務

現在、5人に1人が75歳以上となる超高齢化社会が訪れる「2025年」を視野に医療・介護・福祉を地域一体で進める「地域包括ケア」体制の拡充等のもとより、先般の「第七次改正医療法」や各種税制改正などの法律面も整備が急ピッチで進んでいる。

こうした中で医療事業者、介護事業者、社会福祉事業者を取り巻く税務実務も高度化し、特に、消費税については、従来からの控除対象外消費税の問題や今後の消費増税への対応など医療・介護・福祉事業者にとっての課題は山積している。

本企画では、3事業者が置かれた現状を整理した上で、各論的にQ&A及び事例形式で3事業者の消費税実務において特に誤りやすいポイントを示していく。



<論点整理編>

医療・介護・福祉事業者をめぐる経営環境と消費税①

.....北島 亜紀 14

医療・介護・福祉事業者をめぐる経営環境と消費税②

.....北島 亜紀 20

<Q&A 編>

医療事業者に係る消費税～①収入項目編 .....宮本 傑 26

医療事業者に係る消費税～②支出項目編 .....中山 勉 34

介護事業者に係る消費税～①収入項目編 .....芹澤 光春 44

介護事業者に係る消費税～②支出項目編 .....芹澤 光春 49

社会福祉事業者に係る消費税～①収入項目編 .....庵原 宏章 52

社会福祉事業者に係る消費税～②支出項目編 .....庵原 宏章 60

